

「幌延深地層研究計画令和3年度調査研究計画」及び「稚内層深部（深度500m）における研究の実施に関する検討結果」に関する道民の皆様からのご質問の募集について

1 目的

- ・ 国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構（以下、「原子力機構」という。）から「幌延町における深地層の研究に関する協定書」（以下、「三者協定」という。）第8条に基づき、幌延深地層研究計画に係る「令和3年度調査研究計画」について、北海道と幌延町に対して提出があり、合わせて「稚内層深部（深度500m）における研究の実施に関する検討結果」について提出がありました。
- ・ 北海道と幌延町は三者協定第14条に基づき「幌延深地層研究の確認会議」（以下、「確認会議」という。）を開催し、研究が三者協定に則り、「令和2年度以降の幌延深地層研究計画」に即して進められているかなどを確認いたします。
- ・ 確認にあたり、道では、「令和3年度調査研究計画」や「稚内層深部（500m）における研究の実施に関する検討結果」に関して、道民の皆様から質問を募集させていただき、今後開催する確認会議の場において、原子力機構に回答を求め、公表してまいります。

2 閲覧・配布資料

- (1) 「深地層研究所（仮称）計画」（当初計画）
 - (2) 「令和2年度以降の幌延深地層研究計画」
 - (3) 「幌延深地層研究計画 令和3年度調査研究計画」（概要版）
 - (4) 「幌延深地層研究計画 令和3年度調査研究計画」
 - (5) 「稚内層深部（深度500m）における研究の実施に関する検討結果について」
- ※ 4月中旬に開催を予定している確認会議において、原子力機構から提出される資料についても、会議開催後速やかに追加いたします。

3 閲覧・配布資料の入手方法

- (1) 北海道のホームページ（経済部環境・エネルギー局環境・エネルギー課ホームページ）への掲載 (<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kke/index.htm>)
- (2) 以下の場所での閲覧及び配布
 - ① 北海道経済部環境・エネルギー局環境・エネルギー課（道庁8F）
 - ② 北海道総務部行政局文書課行政情報センター（道庁別館3F）
 - ③ 各総合振興局及び各振興局（石狩振興局を除く）総務課
 - ④ 各総合振興局及び各振興局（石狩振興局を除く）産業振興部商工労働観光課
 - ⑤ 幌延町役場（企画政策課）

4 募集期間

令和3年4月7日（水）～令和3年5月12日（水）（必着）

5 周知方法

- (1) 北海道のホームページによる告知
- (2) 道政広報メルマガ、広報ツイッターによる告知
- (3) プレスリリースによる告知 など

6 提出先及び提出方法等

(1) 提出先

- ① 郵便 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道経済部環境・エネルギー局環境・エネルギー課 調整係宛
- ② FAX 011-222-5975
- ③ e-mail keizai.kanene1@pref.hokkaido.lg.jp
- ④ 北海道経済部環境・エネルギー課ホームページから入力（入力フォーム）

(2) 提出方法

任意の様式により、住所、氏名（団体の名称）を記載の上、「研究計画」や「稚内層深部（深度 500m）における研究の実施に関する検討結果について」の内容についての具体的なご質問を記載し提出して下さい。

(3) その他

- ・ご質問は、日本語でお願いします。
- ・ご質問が長文の場合や大部の資料を添付する場合は、併せてその要旨を提出して下さい。
- ・e-mail によりご質問を提出する場合は、ファイル形式をテキスト形式とし、その他の添付ファイルによる提出はご遠慮願います。

7 質問一覧の公表等

提出いただいたご質問については、確認会議の場においてご質問の一覧として、確認会議における回答等とともに議事録として公表します。

なお、公表の際には、提出された方の住所（市町村名のみ）を公表することがあります。※個人情報に該当する部分は公表しません。

ご質問の公表は「3 閲覧・配布資料の入手方法」に準じて行います。